

平成29年2月27日裁決

主文

厚生労働大臣が、平成〇年〇月〇日付（発送）で審査請求人（以下「請求人」という。）に対してした、後記「事実」第3の2記載の原処分を取り消す。

事実

第1 審査請求の趣旨

請求人の審査請求の趣旨は主文と同旨である。

第2 事案の概要

本件は、請求人が厚生労働大臣に脱退一時金を請求したところ、法定請求期間を経過しているとして不支給とする処分がなされたことを不服として、当審査会に対し、審査請求をした事案である。

第3 本件審査請求に至る経緯

1 請求人は、平成〇年〇月〇日（受付）、厚生労働大臣に対し、厚生年金保険法附則（以下「厚年則」という。）第29条の規定による脱退一時金（以下、単に「脱退一時金」という。）の支給を請求した（以下、この請求を単に「本件請求」という。）。

2 厚生労働大臣は、平成〇年〇月〇日付（発送）で、請求人に対し、「最後に被保険者の資格を喪失した日あるいは日本に住所を有しなくなった日のどちらか遅い方から起算して2年を経過しているため」という理由で、脱退一時金を支給しない旨の処分（以下「原処分」という。）をした。

3 請求人は、原処分を不服とし、平成〇年〇月〇日（受付）、当審査会に対し審査請求をした。

第4 当事者並びに社会保険審査官及び社会保険審査会法第30条第1項の規定により指名された者の主張の要旨

（略）

理由

第1 問題点

日本国籍を有しない者であって、6月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する者は、脱退一時金の支給を請求することができるが、その者が、最後に国民年金の被保険者の資格を喪失した日（同日において日本国内に住所を有していた者には、同日後初めて、日本国内に住所を有しなくなった日）から起算して2年（以下「法定請求期間」という。）を経過しているときは、この限りでないとされている（厚年則第29条第1項第3号）。

本件の場合、請求人が日本国籍を有しない者であって、6月以上の厚生年金保険の被保険者期間を有する者であることについては、本件記録から明らかであり、当事者間に争いがないと認められ、請求人は、法定請求期間を経過しているとして脱退一時金を支給しないとした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、上記法令の規定に照らして、原処分が適法かつ妥当であるといえるかどうかということである。

第2 審査資料

（略）

第3 当審査会の判断

1 審査資料によれば、以下の記載があることが認められる。

（略）

2 以上に基づいて、本件の問題点について検討し、判断する。

請求人は、平成〇年〇月〇日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失し、その後、国民年金の被保険者であったが、平成〇年〇月〇日に日本における在留期限が切れ、その後は更新していることが確認できず、国民年金の被保険者資格は同月〇日に喪失しているところ、当該喪失当時は〇〇刑務所に収容されていたとされ、パスポート、外国人記録調査書及び住民基本台帳の登録状況のいずれにおいても、平成〇年〇月〇日に日本を出国したとされている。

これらの資料から、請求人は、最後に国民年金の被保険者資格を喪失した日である平成〇年〇月〇日は、在留期間が切

れていたものの〇〇刑務所に収容されていたことが認められる。そして、〇〇刑務所における収容期間が平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日（以下「本件期間」という。）までの期間であることを考慮すると、請求人は、本件期間において、自由刑（懲役（刑法第12条）又は禁錮（第13条））の執行を受けていたものと推認される。ところで、民法は、「各人の生活の本拠をその者の住所とする。」（第22条）、「住所が知らない場合には、居所を住所とみなす。」（第23条第1項）、「日本に住所を有しない者は、その者が日本人又は外国人のいずれであるかを問わず、日本における居所をその者の住所とみなす。ただし、準拠法を定める法律に従いその者の住所地法によるべき場合は、この限りでない。」（第23条第2項）と規定しており、法の適用に関する通則法において、本件の法律関係について、民法第23条第2項ただし書所定の例外規定はない。

しかし、請求人は、本件期間において、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律第2条第4号所定の受刑者として、同法第3条第1号所定の刑事施設たる〇〇刑務所に収容され、我が国の国家刑罰権の行使としての懲役刑又は禁錮刑の執行を受けていたものであって、本件期間において、客観的に見て、〇〇刑務所が請求人の生活関係の中心をなしていたことが明らかであるから、〇〇刑務所が本件期間における請求人の居所となると認めるのが相当である。そうすると、請求人につき、その住所が知らず、又は、日本に住所を有しないとしても、脱退一時金請求に係る法律関係においては、上記居所を請求人の住所とみなすべきである。なお、住民基本台帳法第4条は、「住民の住所に関する法令の規定は、地方自治法（……）第10条第1項に規定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならない。」と規定しているが、上記居所を請求人の住所とみなすことが、この規定に反するも

のでないことは明らかである。そして、請求人は、本件期間後の平成〇年〇月〇日に出国したのであるが、本件期間の終期の翌日から上記出国の日までの期間中の居所は明らかではない。

以上の事実関係の下においては、請求人は、居所が明らかでなくなった平成〇年〇月〇日に日本に住所を有しなくなったと認めるのが相当であるから、同年〇月〇日になされた本件請求は、法定請求期間を超えていたとはいえない。

3 そうすると、本件請求は法定請求期間内になされたものであるから、請求人に脱退一時金を支給しないとした原処分は妥当ではなく、これを取り消すべきである。

よって、主文のとおり裁決する。